

わが国における葬送儀礼の自由化の道すじ

— 幕末から大日本帝国憲法制定の時まで —

金井 重彦 (弁護士)

幕末から明治初期にかけての葬送儀礼(葬儀)の自由について、どのような動きがあったのかということ、ある程度歴史的な観点から見て報告したいと思います。これを調べてみますと、信教の自由のコロラリーの中の宗教行為の自由の一つの中に、葬送儀礼の自由というものも宗教行為の自由の一つとして、これに入りますが、これが明治憲法成立以前にある程度確立していたと、いうようなことが確認されました。

総説としてまず申し上げますと、信仰行事としての、あるいは宗行行為(信仰儀礼)としての葬儀儀礼の自由を、どういう人たちが主張してきたかということ、江戸時代、幕末、明治最初期、明治初期というふうに時代区分してみることになります。江戸期には神道の中でも吉田神道が神葬祭の施行という形で葬送の自由ということを主張して、結局、寺檀制の枠の中で吉田家、それから白川家の両家だけは一定の範囲で神葬祭を行う権利を事実上のものとして獲得していきます。それから幕末には、ほとんど政治思想史の問題になると思うんですけども、神葬祭運動というもの、地域差は多少ありますがかなり大きく盛り上がったようです。なぜこういうふうに、この時期に神葬祭という運動が盛り上がったのか、恐らくこれは宗教的な問題だけではなくて、幕末期の世直の風潮あるいは一種の革命的な雰囲気の中で起こったということもあるのではないかと思います。いずれにしても、非常に広範に神葬祭運動が起こったようです。この運動の担い手たちの分析は今後の課題です。神道家レベルと庶民レベルの二つの系統があるように思われます(村田安穂・神仏分離の地方的展開は庶民レベルにスポットをあてています。)

この神葬祭運動は、明治維新後、明治5年よりも前くらいの時期まで今度は平田系の神道が政府の中にも非常に入っていて、主張をするようになります(もともとは垂加神道家・服部良顕が嚆矢のようである)。実際に政策にも影響を及ぼした部分もあるようです。明治の初期になりますと、明治の初期というのは、結局どこまでを初期とっていいのか難しいんですけども私は本稿においては独断的に宗教史の関係では明治維新から明治16~17年くらいまでの間というふうに私は勝手に時代を設定しました。この時代に葬送儀礼の自由が、非常に活発化しました。

葬儀儀礼の自由とその障害になるものには、2つの問題がありました。1つは法令上の障害ということです。もう1つは物理的な障害という問題です。法律の分野からいきますと、普通は法律上の障害だけを問題にするという議論になってしまいますが、実は葬儀儀礼というのは亡きがらの処理という物理的問題が必然的に伴います。物理的な場所の問題(埋葬場所、火葬なら火葬なら火葬場所)が必ず本来はくっついてきます。従来はその部分が等閑視されてきたのではないかという気がします。まず先に、法令上の障害から論じます。江戸期におきましては寺檀制の確立ということです。この寺檀制の中で、すべての家はどこかのお寺の檀家にならなければならないわけですし、檀家になった家は檀家としての義務があるということになります。当然のこととして、葬儀もその檀那寺で行うことになるということで、葬送儀礼はその寺の定めるものに従わなくてはなりません。そういう制限が出てきたということです。これに対しては例外が若干認められているんですけども、本当に若干の例外です。

明治時代になりますと、法令上の制限としては、これは神葬祭運動の成果、主に平田系国学の主張の成果のようなのですが、明治元年に神官とその家族神葬に改むべし、という太政官布告が出ています。その後、明治5年に今度は「自葬の禁」、自葬が禁止されるということになって、「神官・僧侶」のみ葬儀を行うということとされました。牧師・司祭が主宰はするが「神官」も「僧侶」(仏教僧)も関与しないので、キリスト教葬は自葬ではないが解釈として許されないということは明らかです。これはどの時代を通して規制がよくわからないのが儒葬です。例が少ないせいもあるんですけども、儒葬というのがどう

いうふうになっていたか、許されていたのか許されていなかったのかというのはいつでもよくわからないところがあります。江戸初期にはキリシタンの疑をかけられることもあったようです。明治5年の自葬の禁でもこの法文をそのまま解釈しますと、自葬というのは要するに「神官・僧侶」の執り行わない葬儀をいうというのが定義です（本来の自葬概念より狭い点に注目）。そうであるとするならばキリスト教もだめだし、全くの自葬である儒葬もだめというような禁令ではなかったかと思われます。ただ、この太政官布告が意識においたのは、この時代でも儒者がそんなに多くなかったと思われますので、儒教ということは殆ど念頭になく、専ら、当時拡がりつつあったキリスト教の方が主眼であったろうと思います。その後、神官について葬儀に関与してはいけないと禁制も出ています。神官と葬送儀礼との関与の問題については、非常に難しい問題なのでこれはまた後で述べます。（参考文献として近藤啓吉・儒葬と神葬）。

明治17年、葬儀の自由が全面的に認められることになります。明治17年の内務卿口達、自葬の禁解除というものがこれです。これによって葬送については警察的あるいは公衆衛生上の観点からの規制以外はないということになり、その結果、葬儀儀礼の自由が、この明治17年10月の内務卿口達で割合すっきり認められてしまいました。結局、明治憲法制定よりも5年早く葬儀儀礼の自由が認められています。ですから、信教の自由のうちのコアになる部分というのは2つあり、その1つは内心的信教の自由と、もう1つが宗教行事の自由ということになりますが、宗教行事の自由の中のある意味で一番象徴的な部分、宗教行事の中で象徴的、といっても本人にとって遺族にとってかという非常に難しい問題があって、本人は既にそのとき亡くなっているわけで、本人の信教の自由の問題というよりは遺族の信教の自由の問題になるという部分もありますが、宗教の自由の中の宗教行事の自由を代表する部分について、非常に明快に自由化が認められました。これは注目に値します。

次に物理的障害の問題ですけれども、墓地は、境内につくられていることが多い（都市部ではほとんど、しかし特定の地域は両墓制をとるところもある）わけで、境内に墓地が多くつくられるようになったのがいつの時代からかということ、もう1回きちっと調べてその年代を確定しなければいけないんですけど

も、少なくとも寺檀制度のもとで都市部では墓地は境内につくられることが多くなったと。そうすると、檀家は檀那寺で自寺の典礼・式次第をもって自寺の信仰に従った葬儀をしないと埋葬する墓地（埋葬もおがみ墓も）が得られないという障害に直面します。基本的に寺は寺で、寺院は寺院で、そこの宗教的な自由というか、そこの宗旨に従った葬送儀式を執り行う権利があると解されますから。自寺で葬儀をしなかった神葬者、儒葬者を墓地に入れることを拒むというのは、ある程度当然のことというか、拒むことになりました。

そういう意味で、江戸時代の葬儀の自由の制約は、寺檀制の制約だけではなく墓地問題を解決できるかどうか、墓地の問題が解決できないということが重要になっていったことが指摘されなければなりません。実際に江戸時代、墓地問題で境内墓地に入らないということになると、結局自分で自分の墓地を開くというようなパターンもあるわけで、江戸の儒者などは自分の墓地を自分で手当てして墓所をつくって、その後自分が亡くなったときにはあの隣がいいやということで、その隣の土地を買って、またそこが墓地になってということで、私有の墓地が隣接隣接で、積み重なって広がって行って儒者の墓地が形成されたようです。例えば東京の大塚先儒墓所がその例です。儒葬の場合については、特に儒教というのは江戸幕府の国家学の一部を構成していたわけですから、儒教に対してはそう目くじら立てることもなかったので、寺檀制の枠内でも儒者は墓地さえ手当てできれば（これ自体が儒教に寛容といえる、誰もが勝手に墓地を拓けるものではなかったからである）、幕府のおひぎ元でも葬儀の自由は一応確保できたようです（江戸初期はそうでもなかったようだが）。

この物理的障害について解決されたのはいつかという問題なんですけど、要するに東京の公営墓地が一般に開放されたらと、この時期をもって、葬送儀礼の自由についての物理的障害がかなり解消されたとみます。都市では、近世になってからは墓地というのは大体境内墓地が中心だったわけですけども、境内墓地ですと檀家制度から離れてその宗旨以外の、あるいはその宗旨以外の宗教での葬送儀礼によつての埋葬が物理的に不可能であったと。そうすると、亡きがらや遺骨をどうするかという問題が常に直面します。要するに、亡きがらをどうするんだという話で、非常にそこのところが圧力になっていたわけです。こ

れが公営墓地の一般への開放によって解消された。そういう意味で、法律上の葬儀儀礼の自由というだけでなく、物理的な空間としての葬儀儀礼の自由の確保というのが、各地にあるんだらうと思いますけれども、東京ですと公営墓地の開放によって確保されたということだらうと思います。東京の公営墓地については、かなり詳しい沿革がわかっております（東京都霊園問題調査会報告）。

最初、明治政府はスローガンとして祭政一致を掲げて明治維新をやったわけですので、政府内にある意味で神道的なイデオロギーを含んでいたわけです。また、幕末から明治政府の最初期には非常に神道的な考え方が強まったので、神葬祭ということも当然その主張の中に入ってきて、まず神葬祭を東京で始めてみたわけです。スローガンを掲げているうちはいいわけですが、スローガンを掲げている人のうちからだんだん亡くなる人が出てくると、スローガンとしての神葬祭はいいけれども、ではその後亡きがらをどこへ持っていくのか、墓碑をどこに建てるのかという問題にすぐに直面するわけで、そういう意味で神葬祭用の墓地の手当てというのはかなり早くから問題になっており、これが東京府の公営墓地を造ることの動機の一つになったと思われまます。かなり急いで手当てしていた様子わかります。今度はちょっと視点を変えまして、江戸時代の葬儀儀礼ということで、どんな問題が起こっていたかということについて簡単に触れていきたいと思います。まず、寛永17年ごろ（争いはあるが）全国的に確立した寺檀制度によって、仏教の僧侶による葬儀以外は認めないのが原則となった。例外としての自葬、これは根拠がよくわからないんですけども、山伏についてはある時期までは自葬が認められていた。それから、藩によっては自葬を認めているところもあり、念仏講の自葬も各地に残っていたようです。それから得度していない正式な僧侶ではない者による自葬や念仏講の自葬の上に、さらに形の上で寺院の葬儀が重なったものもあつたようです。江戸時代の神葬祭及び儒葬ですけれども、先述のように幕府社寺奉行は、白川、吉田両家に早くから両家の神職と神職の嫡子には例外的に神葬を許していた。ただし、これは神職と嫡子に限り、その他は他家でもみんな檀那寺があつたわけで、その檀那寺へ仏式の葬送儀礼をもって葬るものとされていた。右以外の

ものでも神葬、儒葬、神儒混淆葬を特許あるいは黙許されていた例が実は少なからずあります。まず儒葬はかなり黙許されていたようですし、神葬も各地で随分行われていたようです。また神儒混合葬のようなものは社会の上流でも堂々と行われていた例があります。

辻善之助の日本仏教史研究の4巻に各地の葬儀を巡る紛争の例が挙がっておりまして、幾つか事例を拾って、それについて興味深いところを見ていきたいと思えます。天明5年の事件というのは、要するに神職本人及びその嫡子はその寺を離れて神葬祭を執行することは差し支えないということで、その他の者は檀那寺の宗門を離れることはできないという回答が報告されています。要するに、これが神葬祭についての基本的な法律になって、ずっと幕末の混乱期まで続くということになるわけです。これが最初の根拠となる法源なのか、それとも既存の法令を確認したものなのか、それについてはわかりません。あとは、大体それを確認するような判断がずっと下されています。よくわからないんですけども、文化年中に下総の国猿島の猫実村の松崎播磨一家が残らず自神葬を許された事例があるということです。これは、詳しい事情がわからないんですけども、恐らく松崎播磨というのは神主さんだったんだろうと思えます。一家残らず(当主および嫡子以外も)自神葬を許されたということでは、非常に例外的な事例ではないかということに注目し値するんですけども、これについてのほかの記録が何かあるかということ、私の手の届くところにこれについての記録はないし、詳しい報告というのもこれ以上はわかりませんが、非常に興味を引く事例です。ただ平田流国学が広く行われていた地域であったと思われることを付記します。

天保9年の事件、これは大宮司が亡くなったんですけども、その大宮司が亡くなったときに葬儀のやり方でもめた。神主さんが亡くなって葬儀のときに剃髪するかしないか、結構これは江戸時代に神主さんとお寺がもめる種になっていたみたいで、ほかにもそういう例があります。これは剃髪したんですけども、服だけは神官の官服と書いてあり、要するに束帯みたいなものをつけて仏式の葬儀儀礼を行ったというものがあったそうです。そのほか天保10年、これも大宮司と檀那寺との妥協の産物で、神葬祭と仏葬を形式的に重ねてすると

いうやり方をしていたようです。この事例も特殊というのではなく、こういうやり方が一般的に多かったようです。その例として挙げたということのようです。

天明5年1月、これも江戸時代の基本的なものです。要するに吉田家の免許状を受けたものであれば、その神職当人及び嫡子はその寺を離れて神葬祭を行うことができるが、他の家内は離壇できないということです。何で吉田家と白川家にこういう特権が認められたのか、その点も本当は調べなければいけないんですけれども、現在まで調べが間に合っていません。

天保10年の事例、これも大宮司が亡くなった後、神葬祭を行ったんですけれども、その後、仏葬をするについて剃髪しようとしたところ、亡くなった大宮司の妻がなかなか納得しないで、結局社寺奉行の裁定まで行って、神葬祭だけで済ませたということになっているんですけれども、その後、形ばかりの仏葬を一応行ったということで、これもこの時代の非常に一般的なパターンの解決法で、とりあえず形の上だけ仏式の葬送儀礼を重ねて行えばいいだろうというふうな形で処理することが多かったようです。

幕末の神葬祭運動、これは一種の政治思想とかそういった分野になるのだろうと思いますけれども、いずれにしても現象としては平田国学系の運動として産土祭祀を中心にした神葬祭運動が非常に活発に展開されるようになって、具体的な成果として浜松藩では嘉永元年、安政2年に神主とその家族の神葬が認められます。これはもちろん、こういうふうに認められたという以上、吉田家あるいは白川家の免許状を持っていなくても認められたということと言及されているんだらうと思われれます。それから、伊那谷初め各地にこの神葬祭運動が影響を及ぼして、その例が見られるようになります。神葬祭の例が多く見られる地域ということで、ほかの文献から引いているので必ずしもどの時期というふうにはいえませんけれども、ここに挙げられたような地域、実際に私も知っている神葬祭が盛んな地域がこの中に入っておりますし、江戸の亀戸の場合、神葬用の墓地が東京で最初に手当てされたうちの1つが亀戸になっていますので、そういうことから神葬祭が多かった地域であったということがわかります。それから、神葬祭の例が多く見られるといっても、どの階層で神葬祭

が多く認められたかという難しい問題がありまして、要するに藩主クラスが神葬祭を営んでいる藩もありますし、下からの運動としての、領民たる常民の産土信仰からの運動としての神葬祭が行われていた地域というのもあります（例えば秩父地方（村田・前掲書））。これは、本当は2つに分けて考えないといけない。藩主クラスが神葬祭または神儒混淆葬を行っている地域の問題と、一般の農民レベルが神葬祭を主張して運動していた地域というのと、本当は分けて考えなければいけないのではないかと思いますけれども、そこまで調べるとなると何をどう調べていいのかわからない部分があります（文献資料が少ない。）ので、ここで便宜上、とり敢えず一くりにして挙げております。

次に、江戸時代の儒葬と墓地の問題について触れてみたいと思います。代表的儒葬の墓地としては、東京の林大学の頭が代々その屋敷内、初めは上野不忍、後に牛込山吹町に儒葬していると。後者は現在もあります。しかし江戸では例が少なく、儒葬地が多かったのはむしろ京都、会津であるとされるといわれています。いずれにしても儒葬ができるのは知行地を持っている者で、知行を持たない儒者は結局埋葬の場所がないということになりまして、自分で土地を手に入れて自分の墓地をつくった、買う人もあったわけですが、便宜的なやり方としては仏式、殊にこれもどういう取り合わせなのかよくわからないんですけど、禪寺が比較的受け入れてくれたということで、禪宗の寺で葬式を執り行っていたという例があるそうです。

墓地というのは、ある意味で公式に認められたものが墓地を名乗れるわけで、儒葬した場合、寺から離れた墓地は墓地とは言えない、寺檀制の制約のもとで墓地とはいえないということで捨て場、要するに置き場、置くというのはまだ所有権が残っているような感覚が残りますけれども、後で取り戻しに来る気も何もないわけですから、置いておくというわけにもいかない。結局、そこに置いてそのまま所有権を放棄するという形になるので、言葉のニュアンスとしてはすごい響きになりますけれども、儒者捨て場というような言い方がされていたようです。儒者達がそう呼んだかは判りませんが一般にはそういう言い方もされていたようです。

林氏のように、屋敷内に墓地のある儒者でない儒者の墓場としては先述した

大塚先儒墓所があつて、これは現在もありますけれども、ある儒者が自分の墓地を手当てして、そこを買っておいて、亡くなった後そこに儒葬で葬られ、その後次々に儒者がその隣、隣、というふうに土地を買増して行って、そこに儒葬をして埋めていったということで形成された墓地だそうです。（「大塚先儒墓所保存会報告書」）。それから先ほどもいいましたように、藩主層でどうなのかということと、庶民のレベルでどうなのかという問題が常にあるわけです。藩主層でこういう儒葬または神儒混淆葬を行ったりしている場合というのは、たいてい寺院とは別に独立した藩の墓所を持っている場合が多いようです。

今度は幕末から明治初期の葬送儀礼と法ということです。慶応3年の四番崩れ、浦上の隠れキリシタンたちが公然と、信仰告白の形として自葬を始めてしまったと。これは文字どおり自葬で、要するに神官・僧侶にもよらないのはもとより、キリスト教式の正式な葬送儀礼であれば司祭とか聖職者の関与が必要になるわけですが、恐らくこの時代、慶応3年ですから聖職者は公然とは関与できないので、キリスト教的には明らかな自葬を行ってしまうということになります。それまでは当然隠れキリシタンたちもみんな檀那寺にそれぞれ属していて、そこで一応形のうで仏葬を行っていたわけですが、慶応3年をきっかけにしてキリシタンがみんな自葬を始めてしまって事件となった。結局114名流刑、3,300人が逮捕されて各藩に預けられるという大事件が起こり、逮捕して各藩に預けてしまったことによって、これが初期の明治政府の厄介な頭痛の種になってしまうわけです。いずれにしても、3,300人逮捕して各藩に預けたということで大事です。

外国との往来が自由になりますと、当然外国人で日本で客死する人が出てくるということで、安政元年には函館外人墓地、嘉永7年には横浜外人墓地、慶応3年には神戸外人墓地ができています。

明治元年には神祇官を再興ということで、かなり祭政一致というようなことを考えた、少なくともそういう形のもので出ております。

明治元年3月15日、切支丹邪宗門禁止の高札というのを掲げることになりました。これは、新しい禁令五条のうち切支丹邪宗門の禁止の条を加えたわけです。この切支丹邪宗門というのが、後で外国から問題にされる。「キリシタン

を禁止するのは許されるけれども、しかし「キリシタンが邪宗門である」と読めると。そうすると、「我々の国の宗教を邪宗門ということになるが何事であるか」という抗議のされ方をして非常に対応に苦慮し、結局キリシタンと邪宗門の間に一つ息を置いて読む。キリシタンと、それから邪宗門を禁止しているんだというふうな説明をして、一応の納得を得たようです。

明治元年3月、社僧の還俗、復飾令というのが出て、大教宣布の詔が出る。結局、この辺のところで神仏判別令とかが出て、かなり祭政一致の方向に行くのかというような感じが出てきます。その中で葬送儀礼との関係では、明治元年閏4月19日、「神官とその家族について神葬に改むべし」という明治元年神祇事務局達320号というのが出ております。

明治以降の非仏教葬と墓地の問題ですけれども、明治4年4月4日に寺檀制が太政官布告ではっきりと廃止されます。寺檀制を廃止すると、寺檀制の問題というのは宗教統制の問題だけではなく、寺は寺檀制の下で現在でいえば戸籍事務の一部みたいなものを明らかに扱っていたわけで、寺檀制を廃止するという場合については、同時にそれにかわる戸籍制度を考えなければならないということになるわけで、結局明治4年4月4日、平仄をあわせるかのように寺檀制廃止の太政官布告と同じ布告をもって全国的に府藩県戸籍の法を改正ということを行っています。府藩法を改正するということで、寺檀制の一内容である宗門人別帳が廃止されます（但し戸籍と宗旨は当初記載した）。

明治4年5月14日、神社は国家の祭祀であるというようなことを宣言します。明治5年に今度は教部省を設置と。明治5年に教導職を置きます。これは仏教、神道両方が力を合わせて日本の宗教を守ろうということによってスタートしたようです。明治5年6月28日、今度は神葬祭の氏子への解禁があります。すなわち、神葬祭を氏子にも許します。「神官葬儀に関せざりしも、自分の氏子より依頼のときは神葬祭取り扱いの件」という太政官布告193号で、ここで神葬祭がはっきりと氏子にも解禁されるということになるわけで、そういう意味で幕末からの神葬祭運動はここで1つの成果を得たというか、一応公許、公の許しを明文をもって受けたというようなことになるんだろうと思います。

明治5年6月28日には太政官布告192号をもって自葬を禁止するということ

で、僧侶神官のみ葬儀を執行できるとされたということになります。明治5年6月28日で神葬祭が解禁になりますので、神葬祭が実例として出てくることになると、今度は亡きがらをどうするかという物理的な問題にまた戻ってしまいます。その問題の解決のために、割合手早く東京青山に神葬祭墓地が設けられる。その後も亀戸とか染井とかいろいろなところに府営霊園が続々と設けられるようになっていきます（都霊園問題調査会報告書）。

明治5年11月、今度は駒込雑司が谷の府営の神葬墓地がつくられ、明治6年2月24日にはキリシタン禁制の高札を撤去され、明治6年3月14日、諸藩お預けの長崎キリシタンが帰されるということになります。明治6年7月になりますと火葬の禁という太政官布告が出ると。この辺のところは太政官の中でも少しぶれがあるようで、火葬の禁なんかを出すというのは、明らかに国学者系の方たちが火葬イコール仏教系のやり方だということで、それに対する反発というようなことで出た禁令なのかとも思われますが、よくわかりません。（臭気などの公害問題が原因とする説もないわけではない）。

明治7年1月29日、教導職も葬式執行苦しからざる件ということで、教導職というのはある意味で国家のために動く人だから、私人の葬儀ができるかできないかという問題があって、できないとされていたんですけれども、結局葬儀執行苦しからざる件ということで、葬儀の部分について教導職ができるようにしてしまったということです。明治7年7月、これもよく意味のわからない教部省達書34号、「葬儀は人民の望みに任せる」と読める趣旨の教部省達書が出されます。しかし実際にそんなのが出てくること自体がまずいので、恐らく事実上末端のところでは取り下げを強要、あるいは受理しないというような形で結局終わってしまっていたのではないかと想像されます。

明治7年8月24日の伊藤庭竹キリスト教葬式事件が起こります。これが明治以降日本で最初の聖職者が関与してなされたキリスト教による葬儀記録です。こういう事件があったそうです。明治時代に入ってからキリスト教と葬式との関係については、「植村正久とその時代」という書物のなかに資料を非常に網羅的に集めていまして、これでかなり跡を見ることができるとは思いますが、そこでこれによると本件がキリスト教式による最初の葬儀記録だということに

なっております。

明治7年9月1日、東京の谷中、雑司が谷、染井、青山が指定公営墓地となります。指定公営墓地になったからどこが変わったかというのはよくわかりません。しかし、いずれにしても指定公営墓地になったといわれています。

明治7年10月22日、大友の妻の某女、これは名前が挙がっていないんです。某女としか書いていないのでわからないんですけれども、外人の司教タムソンという人の司式でキリスト教式の葬儀を行って、品川の海雲寺の墓地に埋葬したという記録が報告されています。

明治7年11月18日になりますと、「僧侶が神葬祭を兼業すること相成らず」という教部省の布達が出されています。これもちょっとよくわからないんです。僧侶が神葬祭を兼業すること相成らず、逆にいうと僧侶も依頼があれば神葬祭をやっていたのかもしれませんが。それもありえることでしょう（神仏混淆はまだ末端で残っていた）。こういう不思議な教部省の布達が出ています。

明治7年12月8日になって、先に挙げました伊藤庭竹という人の日本最初のキリスト教による葬式をやったわけです。これについて自葬の禁(明治5年6月28日太政官布告192号)に違反したとして東京裁判所、「植村正久とその時代」によれば東京裁判所ですけれども、東京裁判所というのがあったのかどうか、本当は違うんじゃないかと思うんですけれども、要するに東京の裁判所に呼び出されて尋問を受けたと。裁判になったようなんですけれども、結局どういいうわけか始末書のようなものを書かされ、後日叱りおくというような形で、非常にあいまいな決着がついたということのようです。

明治8年1月、今度は函館で山中ウエラ事件というのが起こります。旧伊達藩士で函館で医師をやっていた山中友伯という者の長女の琴路が病死しました。この山中琴路の洗礼名がウエラだったので、山中ウエラ事件というふうにつけたんですけれども、葬送儀礼につき「東方教会の式に従って高龍寺に埋葬したい」旨申し入れた。何でこの高龍寺というのが唐突に出てきたかという、山中友伯氏の先妻が亡くなったときに高龍寺に葬っているということで、娘も同じお寺に葬りたいということだったようです。当然、高龍寺の方は対応に苦慮しまして、政府に対応を照会したとのこと。政府といっても直接には北

北海道開拓使函館支庁です。困って政府の出先機関である北海道開拓使に照会をした。これについて山中友伯は政府に呼び出されて、「改宗可致、且つ又天主教葬祭は国禁たるを以て、神仏両宗の内相撰び、引導申請べき旨」命じられるということになりました。これを山中は拒否します。その後、裁判所に引渡になるも未決となったようです(開拓使公文録、但し未見(鈴江英一「キリスト教解禁以前」138頁))。今度は、葬送儀礼の自由を考える場合に常に問題になってくる亡きがらをどうするかという物理的問題が出てきます。本件もまさにその問題に直面するわけで、結局墓地を探してもどこからも埋葬を拒否されると。仮埋葬させてくれというのも拒否されると。そういうわけで、「国に葬るの地なしというべし、而して死骸は永らく家に修む可からず」ということになるということです(日本正教伝道誌)。私はこの記録を読んで、もう一回季節を確かめて、時期が1月でよかつたなと思いました。これはかなり壮絶な争いです。1カ月くらい亡きがらが家にあったわけですから。結局、見るに見かねたギリシャ正教のロシア人神父アナトリーという函館のロシアの領事館付司祭が、函館外人墓地のロシア人墓地に墓地を手配していたので、その墓地を貸してくれるということで、そこに仮埋葬ということでやっと決着がついたというようなことです(函館外人墓地誌)。この顛末は割合資料が多くて、先ほども申し上げました「植村正久とその時代」にも顛末が詳しく書いてありますし、石川喜三郎の著書「日本正教伝道誌」という記録にも詳しく出ております。それから、渡辺修次郎という人の「内政外教衝突史」という本、それからニコライが自分の日記にこの顛末を記載しております(この日誌の一部は翻訳になっていますが、この部分については翻訳になっていません)。そのほか大量の公文書が発見されています(詳しくは鈴江英一「キリスト教解禁以前」参照)。資料としてはかなり多いので、かなり注目され、成り行きを見守った人が多かった事件であったようです。この事件については後日談がありまして、そのときに北海道開拓使に山中画伯が提出した書類が「植村正久とその時代」の中に載っています。次に明治8年の5月になって、火葬の禁の布告は廃止になると。これもどういう関係か難しいんですけども、火葬の解禁によって、もともとつばら神葬祭による土葬用の墓地として開設された各府営墓地に余裕が出てきたということもあつ

たのか、明治8年5月23日に神葬祭専用からほかの宗教についても公営墓地が開かれるようになったということです。ただし、これがキリスト教徒にも開かれたかは不明です（後には公開された）。要するに仏教と、当然儒葬などもこれで公営墓地に入れるようになったんだらうと思われます。明治8年11月27日に信教の自由保障の教部省口達、明治10年1月11日に教部省が廃止になってしまつて、ここでかなり宗教行政が大きく変わります。明治13年に、東京都の公営墓地が国から東京府に移管されるということになります。これがそのまま、今の都営の霊園に引き継がれるような形になっています。その前身は要するに神葬祭用の墓地だったということです。

明治13年10月、クリスチャン粟津高明神葬祭事件というのがあります。海軍兵学校の英語教官でクリスチャンの粟津高明という人が、神葬祭で葬儀を行ったということです。要するにキリスト教による葬儀は国禁で、自分は国家の軍人である以上それに従わざるを得ない、というようなことで、こういうふうにしたそうです。結局神葬祭をやったんですけれども、埋葬の場で祈祷、賛美、説教がなされ、宣教師が参列、ということです。こういうことになると、結局これは江戸時代に形式的に神葬祭に仏葬を重ねたのと同じやり方で、祈祷して、賛美して、説教がなされたのであれば、ほとんどキリスト教の葬送儀礼を行ったのと同じじゃないかということなんですけれども、それにもかかわらず一応キリスト教式ではなく神葬祭の形をとったといっているようです。これも割合有名な事件のようで、いろいろなところで書かれている事件です。明治8年の信教の自由の教部省口達の後でも、一般にキリスト教による葬送儀礼は国禁と認識されていたという事実も注目に値します。

明治14年、今度は葬儀執行の場所についての規制なんですけれども、「教院、教会において葬儀を執行するのはいけない」、という内務省達成第3号が出ていますから、やはりキリスト教による葬儀は、どうもまだ認められていないということのようです（そうすると粟田高明神葬事件と平仄が合います）。明治15年1月、神官と教導職とを分離する内務省令が出まして、明治15年に、神官と教導職補廃止ということになります。明治17年10月に葬儀執行の件。すなわちここで初めて自葬の禁解除ということで、キリスト教式を含めて要するに神官・

僧侶が関与せずとも葬儀を行えるということですので、ほかのあらゆる宗教による、あるいは無宗教による葬儀が全部解禁されたということのようです。ですから、明治17年10月をもって信教の自由の1つのあらわれとしての葬送儀礼の自由というのが完成したと考えます。

明治17年10月4日、前に教会、教院で葬式をやるのはいけないというのが内務省達（内務省達戊第3号）が出ていましたが、内務省は、その後それをしっかり取り消しておりまして、葬儀は寺堂もしくは「家屋構内」であればよいとしました。「家屋構内」ですから、教会でも何でもよろしいということになりました。または墓地もしくは火葬場でも可とする太政官布告が出ております。明治17年10月4日、墓地及び埋葬取締規則制定がされると。この辺から、葬送儀礼の問題というのは宗教政策の問題から完全に離れてしまって、保健衛生あるいは警察行政の問題というふうにはっきり方向を分けていくということになります。この辺の、とんとんと進んでいく進み方の恐らくポイントになったのは、政府内にある意味で国家と宗教の関係をどういうふうに考えていくべきかということについて、ある程度見通しが決まったということが推定されます。

その後、象徴的な事件として明治17年12月10日、西郷従道伯爵の長男がロシアで客死して、ニコライ堂で公然と東方教会式（ビザンチン式）に葬送儀礼を行い、かつ青山墓地に埋葬されます。これは要するに、今申し上げたような葬送儀礼の自由についての法令上のいろいろな動きがありましたけれども、その成果が全部出てきたような象徴的な事件で、これもかなり多くの人の関心を集めたようです。こういうふうに堂々と、今はそんなに目立たなくなりましたけれども、昔のニコライ堂というと駿河台の高台の、とりわけ目立つ教会で、西郷伯の息子の葬式がロシア人の司教の手によって東方教会の葬送儀礼で行われたということで、キリスト教界のみならず、世間の注目を浴びた出来事であったようです。かつ葬られたのも青山墓地ということですので、公営墓地にキリスト教式の葬儀を行った人が葬られたということです。そういう意味で、非常に注目を集める出来事です。「植村正久とその時代」によると、葬式も埋葬も問題にされなかったということで、ある意味でどうしてなのかというのが「植村正久とその時代」の編者にはわかっていないようです。実際にその前の明治17年

以降、葬儀について国家が規制をするというような関与はしない、警察的規制だけで、宗教的規制についてはかかわらないという方向をかなりはっきり打ち出した一連の政策がとられた後で起こった出来事なので、そのとおりの次第になったわけです。明治18年5月23日、明治17年の太政官布告25号の中で教会とか何とかというのは、「家屋内に含蓄した義と心得べく」、とされ要するに教会でも葬儀を行ってもよいということになっていました。この点は西郷伯子息の事件を追認したことになります。

ここまでは、割合公的な部分での問題なんですけれども、政府がこうだというふうに政策を決めたからといって、それぞれの地方によって考え方があって、もめごとはその後もいろいろ報告されているようです。キリスト教で葬送儀礼をしたクリスチャンを、何とか光寺墓所と唱えられている共同墓所へ埋葬しようとしてもめごととなり、山門以外から入れるならば、ということで解決したということもあったようです。お寺がなくなっているのか、お寺はあるのかちょっとよくわからないんですけれども、とにかく山門から通るのだけは許せないということで解決したというもめごとが報告されております。明治20年4月11日、火葬場取締規則が制定されます。これで葬儀に関する保健衛生的な観点からの警察規制みたいなものがほぼ完成すると。この辺の規制というのはかなり長く生きていたようです。

明治22年2月11日、帝国憲法発布ということで、宗教との関係でいうと明治22年に東京の公営墓地が今度は東京府に移管されて、すべての共同墓地として開放されるということです。

葬送儀礼の自由への道のりを通して、信教の自由が幕末から明治初期に具体的な事案を通してどんなふうにして成立していったか御報告させていただきました。

大日本帝国憲法制定によって信教の自由が突然認められたものではなく、それ以前に、すでに信教の自由を認めさせようとする動きと、それに対する曲折はあったものの結果的に柔軟な政府の対応があり、大日本帝国憲法制定より少し早く、事実上信教の自由の主要部分が認められていたということは大いに注目に値すると思います。

レ ジ ュ メ

総 説

信仰行事としての葬儀の自由を主張してきたもの

江戸期 神道 中就 吉田神道

幕 末 広汎な神葬祭運動（主に平田神道の流れ）

明治最初期 平田系の神道の神葬祭の主張

明治初期 キリスト教

葬儀の自由とその障害

法令上の障害

江戸期 寺檀家制確立（寛文7年）

明治期 明治元年 神官とその家族に神葬に新たむべし

明治5年 自葬の禁

「神官・僧侶のみ」葬式を行う。キリスト教葬は許されず。

儒葬は不明

明治17年 葬儀の自由が全面的に認められる。

（葬儀の自由の確立）

物理的障害

墓地は境内に造られていることが多く、旦那寺で葬儀をしないと、埋葬する墓地がないという障害と直面する（埋め墓も得られない可能性）。

寺は檀家といえども自寺で葬儀をしなかった神葬・儒葬者を自寺の墓地に被葬者として受け入れることを拒む。故に拝み墓も得られなくなる。

江戸期は寺檀家制の制約はあるものの、それだけでなく、墓地の問題を解決できるか否かが重要となっていた。

最初は神葬のために開かれた府営墓地の開設・キリスト教徒への開放は葬儀の自由へ大きな影響を及ぼした。

江戸時代の葬式

寺檀家制度 寛永17年頃確立（全国的に）

仏教の僧侶による葬儀以外は認めないのが原則（この時代の宗教的特徴は全国民が一応仏教徒という建前）。

例外としての自葬（僧侶・神官が執り行なわない葬儀）。

藩によっては自葬を認めているところがあり黙認されていたところも少なくなかった。寺檀家制度を外れた念仏講による自葬も事実上各地に残っていたようである。

これらは檀家のみによる葬儀が多数だが、それ以外に半僧半俗の僧（得度しておらず正式な僧侶ではない）による自葬や、念仏講の自葬の上に、檀耶寺により執行される葬儀が重なったもの（重畳葬）もあったようで様々である。地域特性もかなりあるようである。

神葬祭及び儒葬

幕府の社寺奉行は白川、吉田両家及び神職には例外的に神葬を許した。

但し神職と嫡子に限り、その他は壇耶寺へ葬るものとされた。

右以外のものでも神葬、儒葬を特許あるいは黙認してた例がある。

自葬との関係でいえば、仏葬と神葬は自葬ではないがキリスト教も自葬ではない、しかし儒葬は自葬という大きな違いがあった。

（辻善之助 仏教史研究4巻718p）

京都・会津では儒葬が多いといわれる（儒教・神道習俗の例も多く、個別の儀礼を分析することが必要である）。儒葬は領地がないと墓地を得られない埋め墓も得られないので、領地のあるもののみ行い得た。

いくつかの紛争事例

（辻善之助 仏教史研究4巻より採取）

1785年（天明5年）

寺社奉行の指令として、吉田家から神葬祭の免責状を受けたならば、「其神職当人及び嫡子」は、その寺を離れて、神葬祭を執行することは差し支えないとされていた。他の家内は檀耶寺の宗門を離れることは出来ない。

(阿部備中守から寺社奉行への伺に対すると回答)

神主の中にも家内残らず神葬祭したい旨の願いが、因幡・伯耆両神職から伺いが出された。

寺社奉行の回答は不明、おそらく従来どおり、神職と嫡子に限るというものであったかと思わるが、当時既に神職の神葬祭の主張は非常に拡がっていたらしい。

文化年中

下総の國猿島猫実村さしまねこぎねむらの松崎播磨が一家残らず自神葬を許された事例がる。

天保9年

乙子村佐昆売山神社大宮司 堀ミエ豊前死亡

檀那寺が大宮司をてい髪したが、神官の宮服をつけて仏式でという妥協的なもの。

天保10年

神式と仏式を妥協として重ねて行った例

益田組の大宮司、檀那寺との妥協産物として神葬祭を行った後に形ばかりの仏葬式を形式的に行う。

天明5年1月

阿部伊勢守 一家で離壇事件

吉田家の免許を受ける。一家について神葬祭でとり行いたい旨寺社奉行へ照会

寺社奉行の回答「吉田家の免許状を受けたのであれば、その神職当人及び嫡子」はその寺を離れて、神葬祭を行うことができるが、他の家内は離壇できない。

天保10年

大宮司死亡 神葬祭を行って、その後内々で後家を宥めて得心さして、社家のものが退座した後、剃髪し、仏葬しようとしたが、納得せず、結局、寺社奉行の裁定で神葬祭をもって葬式済ました。その後勝連寺から形ばかりの仏葬を行った。

この時代、寺壇制の一環として「墓地」は寺内に建てられることが多かった。もっとも埋葬は寺外で拝み墓のみを寺内に設けることも少なくない(地方の土葬の場合が顕著)。

寺壇制と墓地の問題が重なり、仏教以外の宗教、例えば儒教や神道・神儒混淆による葬式は一般的には困難を極めた。幕末ころからは神葬祭運動が平田国学の系流の神道家から強く主張され、運動化し、これが明治に続く運動となった。ここでも墓地問題が重要な障害となった。

幕末神葬祭運動

平田国学系の運動

産土祭祀を中心に神葬祭運動を展開。

浜松藩では、嘉永元年・安政2年神主とその家族の神葬が認められた。

伊那谷はじめ各地に影響を及ぼし(地域差はある)その例が見られるようになる。

江戸時代の儒葬と墓地

代表的儒葬の墓地として、東京の林大学の頭は代々その屋敷内(はじめ上野不忍、のちに牛込山吹町(現存))に儒葬している(現存)。しかし、江戸では例は少なく、多かったのはむしろ京都、会津とされる。これは知行地を持っている者であった。知行を持たない儒者は、つまり、埋葬の場所を持たない儒者は、仏式で葬儀を執り行っていたようであり、禅寺の墓地に儒者の墓がたまにみられる。

なお、儒者の墓地は、寺壇制に従わない墓所であるゆえに墓地と呼ぶことはばかれたようである。林氏のように屋敷内に墓地をもつ儒者以外の儒者の集会

墓場として江戸では大塚先儒墓所がある。これは儒者らの埋葬用に私有の買い増されて発展したもので、現存している。

藩主層で儒葬を行ったものとしては、尾張徳川の徳川義直、岡山の池田光正、水戸の徳川光圀の例がある。これらの場合、寺院と独立した藩の墓地を持っている場合が多いようにみうけられる。

また自葬のうえに旦那寺の葬儀が重疊的に行われたものも少なくない。この場合、墓地の問題からは解放される。旦那寺の墓地に入れられるからである。

しかし、ここでも問題が生じたことは先に述べた。

幕末から明治初期の葬送儀礼と法

慶応3年 四番崩れ

浦上の隠れキリシタン

寺の立会いなしで、キリシタンの宗旨（必ずしもキリスト教の宗旨と一致しない）に沿った葬式を行う。

その後キリシタン自葬続く。

これを契機に浦上総崩れといわれる大弾圧が起こる。

114名流刑3300人逮捕され、各藩に預けられる。

(明治6年に釈放される。)

安政1年

函館外人墓地が作られる。

嘉永7年3月6日

横浜外人墓地ができる

慶応3年12月

神戸外人墓地できる。

(なお、明治32年に摩耶山麓に拡張される)

明治時代の非仏教との葬式問題

明治元年3月13日

神祇官を再興

(第153号)

明治元年3月15日

切支丹宗門禁止の高札

新しい禁令五条の内に切支丹邪宗門禁止の条を加える。(神祇事務局達158号)

明治元年3月17日

別当 社僧の還俗(復飾令)

(神祇事務局達165号)

明治元年3月23日

大教宣布の詔出る。

明治元年3月28日

神仏判別の令

(太政官布告第196)

明治元年 4月4日

切支丹はもちろん、その他邪宗門も禁制の件

(太政官布告第279)

明治元年4月4日

別当、社僧は還俗後神道に転すべきこと

(太政官布告第280号)

明治元年 閏 4月19日

神官とその家族について神葬に改めるべし。(明治元年神祇事務局達320号)

明治元年閏 4月21日

神祇官制度

(明治元年 太政官331)

明治4年8月8日

神祇宮を廃止して神祇省を設置 (太政官308号)

明治3年3月23日

教部省を新設

祭事祀典の事務は式部寮が所管 (太政官布告93号)

明治5年4月30日

神宮僧侶から教導職に任ず (太政官布告140号)

明治以降の非仏教葬と墓地の問題

明治4年4月4日

寺檀制廃止 (太政官布告170号)

明治4年4月4日

府藩県戸籍の法を改正 (太政官布告170号)

宗門人別帳廃止

(太政官布告170号)

明治4年5月14日

神社は国家の宗祀につき、神官の下、神社の世襲神職を廃し、精選補任の件
(太政官布告234号)

明治5年3月14日

神祇省及び大蔵省 戸籍寮社寺課廃止

教部省を設置 (太政官布告82)

明治5年4月25日

教導職を置く

教部省これを管轄 (太政官布告132)

明治5年4月30日

神官は教部省の管轄下に入る (太政官布告141)

明治5年6月28日

神葬祭の氏子への解禁

神社氏子にも許

「神官葬儀に関せざりしも、自分の氏子より依頼のときは神葬祭取り扱いの件」

(太政官布告193号)

明治5年6月28日

自葬の禁

(太政官布告192号)

僧侶神官のみ葬儀を執行できるとされた。

明治5年7月

東京青山に神葬墓地が造られる。

明治5年8月8日

神官総て教導職に補する件

(太政官布告220号)

明治5年11月

雑司が谷、駒込にも府営の神葬墓地が造られる。

明治6年2月24日

キリシタン禁制の高札を撤去

(太政官布告第68号)

明治6年3月14日

諸県お預けの長崎キリシタン徒帰籍仰付けられる

(太政官正院達)

明治6年7月

火葬の禁

(太政官布告352号)

明治7年1月29日

教導職も葬式執行 苦しからざる件

(太政官布告13号)

明治7年7月

転籍とどけ(改宗届)さえだせば「葬式は、人民の望みに任せる」と読める趣旨の教部省達書が出される。

(教部省達書34号)

実際は取り下げが強要されたらしい。

(日本キリスト教歴史大辞典279p)

明治7年8月24日

[伊藤庭竹キリスト教葬式事件]

クリスチャンだった庭竹が、キリスト教式葬儀の後、谷中天王寺に埋葬

明治以降で日本で最初の聖職者が関与してなされたキリスト教による葬式記録

(植村正久とその時代 2巻 407p)

明治7年9月1日

東京の谷中、雑司が谷、染井、青山、指定公営墓地となる。

明治7年10月22日

大友ノ妻某女死亡 タムソンらの司式でキリスト教葬送儀礼を行い品川海曇寺の墓地に埋葬する。

(植村正久とその時代 2巻

407p)

明治7年11月18日

僧侶が神葬祭を兼業すること相成らずとされた

(明治7年教部省布達)

明治7年12月8日

伊藤庭竹の葬儀の件でたタムソンら自葬の禁に触れたとして「東京裁判所」に呼びだされ尋問を受くる。

裁判になったようだが、結局始末書のようなものを書かされ、後日、叱りおくというような処分で決着したらしい。(植村正久とその時代2巻 407～8 p)

明治7年12月下旬

東京公会の櫛部漸、北原義堂、横浜公会の長老押川方義、吉田信好ら4名を総代としてキリスト教葬儀の許可の願を東京府知事に提出。契機となったのは伊藤庭竹葬儀の裁判。
(植村正久とその時代2巻 408 p)

明治8年1月

[山中ウエラ事件]

事件概要

明治8年1月 函館の医師・山中友伯の長女・山中琴路病死
葬儀について、ギリシア正教の葬送儀礼を行ったうえで、高龍寺に埋葬したい旨申入れる。対応に苦慮したであろう高龍寺側は政府に対応を照会
北海道開拓使より山中友伯呼びだされ「改宗可致、且つ又天主教葬祭は国禁たるを以って、神仏両宗の内相撰び、引導申請べき旨」命じられる。山中はこれに応ぜず。墓地を探すも、どこからも拒否され、仮埋葬も拒否される。そういうわけで「国に葬るの地なしというべし、而して死骸は永らく家に修む可からず。(山中友伯の開拓使函館支庁に出したる書(「植村正久とその時代」所収))」ということになり、みかねたギリシア正教のロシア人神父アナトリーが自分用に手配しておいた墓地(函館外人墓地内)に仮埋葬した。なお、起訴されるも未決のまま終了した。

(開拓使公文録(但し、未見。なお、鈴江英一・キリスト教解禁以前138頁)、
日本正教伝道誌、ニコライの日記(露文)、函館外人墓地誌)

明治8年5月

明治6年7月第352号の「火葬ノ禁ノ布告ハ自今廢シ候条比旨布告候事」という太政官布告が出される。
(太政官布告第89条)

明治8年5月23日

もともとはもつばら神葬祭による土葬用の墓地として開設された各府営墓地が、他の宗教信者にも開かれる。

明治8年9月

伊藤庭竹葬儀の裁判「単に叱りおく」程度の処分で決着つく。

(植村正久とその時代2巻 408p)

明治8年11月27日

信教の自由保証の口達
(教部省口達)

明治10年1月11日

教部省廃止

社寺教務関係を内務省へ所属(明治6年11設立)

内務省社寺局設置
(明治10年内務省省達乙2)

明治13年

国から東京府に東京公営墓地が移管される。

明治13年10月

[クリスチャン栗津高明神葬祭事件]

海軍兵学校 英語教官でクリスチャンの栗津高明、遺言により葬儀は神式で行う。かつ、その中で祈祷、賛美、説教がなされ、宣教師が参列、神葬祭にしたのはキリスト教葬は国法に背くものだからとする。

(植村正久とその時代2巻 224p)

明治14年10月3日

教院、教会所、説教所等にて葬儀執行、衆庶参拝のことの禁制

「教院教会所説教所等ニ於イテ葬祭ヲ執行シ至ルハ平素衆庶ニ参拝セシムル等
神社寺院の所為ヲ倣フモノ存之候テ不都合条心得違無之様可為到此旨相違候
事」 (内務省達戊第3号)

明治15年1月1日

旧刑法施行

罪罰法定主義(第2条)が採られ、自葬の禁は刑罰法規約にもはっきり無効化
した。

明治15年1月24日

神官と教導職とを分離する内務省令

「自今神官ハ教導職ノ兼補廢シ葬儀ニ関係セサルモノトス此旨相違候事
但府県社以下神官ハ当分従前通」 (内務省達第1号)

明治15年12月4日

神官と教導職補廃止

(内務省達 丁第一号)

明治17年春ごろ

山県内務卿宗教処分意見

(井上毅 伝史料第六 162P以下に所収)

明治17年8月11日

神仏教導職を廃し住職任免、教師の等級進退のことを各管長に委任する件

(太政官布達19)

明治17年10月4日

墓地及び埋葬取締規則

(太政官布達第25号)

明治17年10月

葬儀執行の件

自葬の禁解除

「明治5年第192号布告ヲ以ノ葬儀ハ神官僧侶ニアラザレバ執行スルヲ許サス乃自葬ヲ禁止セラレタリ。然ルニ嚮ニ教導職ヲ廃セラレタルニ付テハ自今葬儀ヲ執行スルヲ得ルモノハ独神官僧侶ニ止マラズ乃自葬の禁ハ自ラ解除セリ故ニ自今以後葬儀ヲ依托スルハ一々喪主ノ信仰スル所ニ任セ不可ナルヘシ然レトモ其ノ墓地ノ取締及葬儀ヲ執行スル場所ノ如キハ則基取締規則ニ依テ実地適当ノ警察ヲ施スベシ」
(内務卿口達)

明治17年10月4日

葬儀は寺堂若しくは家屋構内または墓地若しくは火葬場に於いて行うべし

(太政官布告25号第6条)

明治17年10月4日

墓地及埋葬取締規則制定

(太政官布達25号)

明治17年11月18日

墓地及び埋葬規則施行方細目標準

(内務省達乙第40号)

明治17年11月24日

「転宗改式届ニ乃ハサル件」

(内務省訓示133号)

明治17年

東京府の公営墓地が国へ移管される。

明治17年12月10日

西郷従理(西郷従道伯の長男)留学先のロシアで客死

明治18年 月日は不明

西郷従理ニコライ堂でハリストス正教会で葬儀

青山墓地に葬られる

葬儀も埋葬も問題とされず

明治18年 5月23日

「昨17年太政官第25号ヲ以テ墓地及埋葬取締規則布達相成候処神仏教会所説教所等ハ規則第六条家屋構内ニ含蓄シタル義ト御心得可有之此段申進候也」

(社寺局通牒社甲102号)

明治19年 5月27日

キリスト教葬儀をしたクリスチャンを溝光寺墓所と唱えられてい、共有墓所へ埋葬せんとしてもめぐととなり戸長の「山門以外から入れないならば」ということで解決

(明治19年 5月27日付基督教新聞第148号)

明治20年 4月11日

火葬場取締規則制定される。

警視庁警察令第五号

明治22年 2月11日

帝国憲法発布

明治22年 6月 1日

「憲法義解」出版される

伊藤博文著として発刊

明治22年

東京の公営墓地が東京府に移管され全ての共同墓地として開放される

これによってキリスト教徒の墓地問題が解決する